

令和7年12月吉日

お客様 各位

島根県松江市八幡町882番地2  
アースサポート株式会社

### 産廃棄物処理法改正に伴う委託契約に含まれるべき事項の追加について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年(令和8年)1月1日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物処理法)」改正により、産業廃棄物処理委託契約書において新たに情報提供項目の記載が義務付けられることとなりました。

法律改正に伴い、情報提供項目を整理し、「委託契約に含まれるべき事項の追加について」という文書を作成しております。

つきましては、下記の要領にてご確認・ご対応をお願いいたします。

また、この度の変更に関して、契約変更の覚書、必要書類の郵送をご希望されるお客様は、弊社担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、法令遵守のためご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

#### 1. 文書のダウンロード、契約書への添付

① 下記URLより「委託契約に含まれるべき事項の追加について」をダウンロードしてください。

<https://www.earth-support.jp/licence/> (ページの下部に添付しています)



※WEB検索サイトにて、「アースサポート 松江 許可証」と入力いただくと、リンク先が上位に表示されますので、こちらからでもダウンロードが可能です。

② ダウンロードした文書(「委託契約に含まれるべき事項の追加について」)を当社と締結している産業(建設)廃棄物処理委託契約書に添付し、保管をお願いいたします。

#### 2. 改正の概要

対象となる事業者:PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)で届出している事業者様(別途条件あり)

提供すべき情報 :下記の通り。

委託する産業廃棄物にPRTR法第二条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合(第一種指定化学物質が1パーセント以上含有している産業廃棄物の処理を委託する場合は、契約書にその情報を記載する必要がある)

以上

#### 【お問合せ先】

アースサポート株 営業部 営業事務係 電話番号: (0852) 37-2890 ※ガイダンス2番